議題4：占用者に対する監督処分と損失補償のあり方について

資料4

市 名		各　市　の　状　況
1	名古屋市	本市では、河川占用、水路使用で占用物件を認める場合、その許可条件約款には損失補償の予定の条項はありません。 河川工事にあたり、占用物件が支障となる例はみられますが、監督処分に至った事例がありません。任意の話し合いのうえ、河川法第19条（附帯工事の施行）及び第68条（附帯工事に要する費用）の規定に沿って、本市の直接施工の形で対応しています。この取扱いについて、本市独自の例規は定めていません。 水路については、通路橋のみ「通路橋補償要綱」の定めがあり、水路工事に支障となるものは本市が直接架け替え施工することとなっています。
2	豊橋市	市道における道路施設である水路構造物に起因する損失補償においては、道路部局との協議により対応していますが、県道・国道においては法（条例）の取り扱いによるしかなく、予め基準を示すことは不適当と考えます。
3	岡崎市	河川及び水路 河川法76条第１項の規定により、全額を河川改修事業者である本市が負担しております。 今後に発生する電柱等の河川占用物件の取り扱いについては、一般的に占用が禁止される趣旨を踏まえ許可しないこととし、やむを得ず許可する場合においては、河川工事により発生する損失の補償が不要となるよう、占用者に誓約書を添付させるなどの対策を検討してまいりたいと考えております。 法定外水路の改修による場合につきましては、占用者の負担で移転を行っていただくように、占用許可条件を付しております。
4	一宮市	占用者に対する監督処分をする場合、河川法では、河川工事のためやむを得ない必要があるときにおいても損失補償の対象としています。 これを受けて、準用河川や水路(法定外公共物)において、河川及び水路管理者が当該区域内で、管理施設の工事を行う場合、基本的には占用者に対する移設費を補償しています。 その具体的な補償の支払額については、特定の事業者に対して、過去に覚書等を結んでいます。 なお、今は、その覚書等を解除し、道路、河川及び水路の監督処分に伴う損失補償の考え方について、占用者を包括して扱うために、法令等の解釈基準を要綱として策定しようとしているところであり、同時に、その内容について関係者と協議し理解を求めているところです。
5	瀬戸市	瀬戸市の場合は、特に明記しておりません。ただし、中部電力、NTTについては協定書を締結しております。
6	半田市	道路占用者に対する監督処分については、道路法第７１条第２項第１号の規定に基づき道路占用物件移転の依頼をし、協議を行っている。また、損失補償については取り扱った事案がありません。 水路等使用者に対する監督処分と損失補償については、該当事案が無いため取り扱ったことはありません。
7	春日井市	損失補償を行っていない。 （その他、県と同様）
8	豊川市	対応事例無し
9	津島市	津島市においても一宮市と同様、監督処分は出来ても損失補償の面では占用者ごとに様々な取扱いをしております。 津島市でも損失補償については、特に定められた基準はないので必要性は認識しておりますが、基準を一律に設定することは難しいと感じているところであります。 また、津島市が管理する河川はなく、水路については津島市公共物管理条例により監督処分を行っておりますが、損失補償については今までに補償をした事例はありません。
10	碧南市	道路法第７１条２項１号の場合（道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合）については損失補償を要しない。よって、その規定に則し、中電及びNTTとは個別に協定を締結している。但し、その他の占用者については、道路、河川、水路の占用全てにおいて、道路法第７２条や下水道法第３８条４項の損失補償の規定等とのバランスを取る目的から機能補償を行っているのが実情である。

市名		各市の状況
11	刈谷市	【道路について】 刈谷市では占用者に監督処分を命ずる場合の損失補償については、占用者の負担をおねがいしております。 【河川について】 刈谷市法定外公共物の管理に関する条例 （監督処分） 第17条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、占用等の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、工作物の操作について必要な措置をすることを命じ、又は行為若しくは工事の中止、工作物その他の施設の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の施設により生ずべき損害を防止するために必要な施設を設置すること若しくは法定外公共用物を原状に回復することを命ずることができる。 （1）この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者 （2）占用等の許可に付した条件に違反した者 （3）偽りその他不正な手段により占用等の許可を受けた者 2　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、占用者等に対し前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。 （1）国又は普通地方公共団体が法定外公共用物に関する工事を施工するため必要が生じた場合 （2）前号に掲げるもののほか、法定外公共用物の保全又は利用上やむを得ない公益上の必要が生じた場合 （損失の補償） 第19条　市長は、第17条第2項の規定による処分により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。 乗入等は機能補償として工事費で対応している。 電柱・水道・ガス等は移設補償費で対応している。
12	豊田市	道路工事による監督処分に伴う損失補償については、上水道の移転についてのみ損失補償しており、それ以外のガス、電柱等の占用物件については、原則、補償していません。 河川工事による監督処分に伴う損失補償については、補償しています。
13	安城市	本市においては、監督処分に伴う損失補償の事例はありません。
14	西尾市	過去に監督処分で損失補償を求めた事例はありません。
15	蒲郡市	河川及び水路に関する工事に伴う占用物件の移設等の場合、通常は占用者等の負担としている。ただし、移設費用が著しく多額になる場合、占用経過期間が極端に短い場合などさまざまなケースがあるので、このような場合は、個々具体のケースに応じて判断しているのが実情である。
16	犬山市	当市の場合、河川での事例はありませんが、道路では個別に覚書を結んで対応しています。
17	常滑市	道路においては中部地区用地対策連絡協議会の覚書を参考にしている。 河川及び水路については最近事例がない。
18	江南市	道路、河川及び水路について、工事内容に応じた損失補償の取扱いはありません。また事例もないことから、今回他市の状況を参考とさせていただきたいと考えます。
19	小牧市	小牧市においては、河川のうち準用河川については『河川法』に基づき、河川法の適用又は準用を受けない河川及び水路については『小牧市公共用物の管理に関する条例』に基づき管理しております。 『小牧市公共用物の管理に関する条例』につきましては、監督処分及びそれに伴う損失の補償について定めておりませんが、これまでにこれに関して問題が生じたことはありませんでした。 準用河川につきましては、『河川法』により①河川工事のためやむを得ない必要があるとき。②河川工事以外の公益上やむを得ない必要があるとき。これらの場合に監督処分に伴い補償を要するとしており、補償する範囲は「通常生ずべき損失」いわゆる社会生活上受忍すべき範囲を超える全ての経済的損失、すなわち財産上の利益を侵害する範囲としています。ただし具体的な補償額の算定に当たっては、許可の際の当事者の意思、許可の性質、目的、河川の利用の形態などを見て個別に決定されるものであると認識しております。 ただし小牧市としましても、損失補償について明確な基準を定めておりませんので、当該議題の報告（取りまとめ）については、小牧市としても今後の事務の参考とさせていただきたいと考えております。

市名		各市の状況
20	稲沢市	水路工事に伴う損失補償費については、工事により上部を道路として利用するような場合は、道路工事として捉え、協定に基づき移転補償費を支払っている。 道路として利用しない場合は、協定がないことから、個別に契約を締結し、実費による移転補償費を支払っている。 土地区画整理事業や土地改良事業などの面整備については、別途協定を締結している。
21	新城市	本市の工事内容の損失補償について、水道管、下水道管、豊川用水管等、長期占用を期待している公益事業者等の占用物件を短期間に再移設させる場合については損失補償をしています。また、電柱等の移設の損失補償については、基本的に官地については監督処分、民地については覚書等に従って損失補償をしておりますが、占用物件の移設については様々なケースが想定されますので管理者としては個々のケースに応じて判断せざるを得ないのが現状です。
22	東海市	本市においては、監督処分と損失補償の取扱いについて、占用者と覚書を締結したり、またそのことについて問題が発生したことはありません。 今後の取扱いについても、道路占用については道路法、公物使用については道路法を準用、河川占用については河川法に従い、それぞれの取扱いを行っていくものと考えております。
23	大府市	道路法・河川法の占用許可及び大府市公共用物管理条例の使用許可に条件として、「市が行う工事により特に必要が生じた場合においては、占用（使用）物件の移設、改築又は撤去を求めることがある。この場合に要する費用はすべて占用（使用）者の負担とする。」を特別に付しているため、公共事業に伴う損失補償をした事例はありません。
24	知多市	道路における監督処分は、道路法７１条2各項の規定に違反した者に対して処分は行えるが、知多市においては現在該当ありません。 河川における監督処分は、河川法７５条の各項の規定に違反した者に対して処分は行えるが、道路と同様該当ありません。 損失補償については、知多市では道路のみ中部電力㈱、西日本電信電話㈱、東邦ガス㈱とは協議書を締結しております。
25	知立市	・知立市においても、知立市法定外公共用物管理条例で定めています。 ・工事内容について、占用条件に違反している場合は、必要な措置をすることを命じています。 ・損失補償については、事例はありません。
26	尾張旭市	占用物件の補償を網羅的、類型的に画一的処理することは困難であるため、個々の具体のケースに即して占用者と協議し、その結果に基づき対応することにしております。
27	高浜市	道路法第７１条2項1号の場合（道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合）については損失補償を要しない。よって、その規定に則し、中電及びNTTとは個別に協定を締結している。但し、その他の占用者については、道路、河川、水路の占用全てにおいて、道路法第７２条や下水道法第３８条4項の損失補償の規定等とのバランスを取る目的から機能補償を行っているのが実情である。
28	岩倉市	過去に事例なし。取り扱いは個別に判断する。
29	豊明市	事例なし
30	日進市	本市においては、監督処分に伴う損失補償の事例はありません。
31	田原市	占用者に対する監督処分を命ずる場合は、道路法、河川法、田原市公共用物の管理に関する条例を根拠としている。損失補償についても占用許可条件として、道路法、河川法、田原市公共用物の管理に関する条例を根拠とした条件を付している。
32	愛西市	該当する事例は今のところございません。
33	清須市	第三節　道路の占用(道路の占用の許可)第三十二条の許可条件として道路占用申請書に別紙占用条件を添付、添付内容としましては、占用により道路管理者に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、占用者の責任において損害を賠償し又は紛争を解決すること。 ＊現在占用者に対する監督処分をしたことがない。
34	北名古屋市	これまでに占用者に対する監督処分の実例はない。
35	弥富市	それぞれの法律及び条例に基づき個別に対応をしている状況です。

市 名		各　市　の　状　況
36	みよし市	近年、本市では占用者に対する監督処分を行った事例はありません。 道路については、「占用により道路管理者に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、占用者の責において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。」を、河川については、「この許可に係る行為により、河川管理上障害を及ぼし、又は、これを予防する為に必要な設備の設置をさせることがある。」を、法定外公共用物については、「使用者は、許可に係る公共用物の使用または収益に伴い公共用物を損傷し、または滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。」等の条件を付して許可しています。
37	あま市	中部電力、NTT、東邦瓦斯等の占用業者に対しては、工作物移転補償協定を結んでいるが、その他の占用者については、条例上損失の補償の条項は記載してあるが、具体的に協議したことがない。（現時点にて問題はおきていないが、今後問題になると思われるので、あま市としても参考にさせていただきたい。）
38	長久手市	本市では、監督処分を行う場合の損失補償に関する取扱いについて、独自で法の解釈基準の設定はしていません。